

とくしま豆天玉連 会則

(名称)

第1条 本会は、とくしま豆天玉連と称する。

(定義)

第2条 本会は、以下に掲げる全ての条件を満たしている徳島市およびその周辺地域の固有の料理を「とくしま豆天玉焼き」と定義する。

- (1) 甘く煮込んだ金時豆が入る
- (2) まる天と呼ばれる乾燥天ぷらが入る
- (3) 小麦粉を水で溶き刻んだキャベツに生卵を入れて鉄板で焼く
- (4) ソースをかけお好みで青さと削り粉をかける

(目的)

第3条 本会は、とくしま豆天玉焼き、徳島市地域のご当地グルメとして全国に発信することを通じて、徳島市に対するイメージの向上と、このお好み焼き文化を市民が一丸となって再認識し、徳島市独自の食文化の継承とまちおこし活動に繋がることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため次の各号の事業を行う。

- (1) とくしま豆天玉webサイト&グルメマップの作成等、とくしま豆天玉焼きに関する情報発信
- (2) とくしま豆天玉焼きを広く知っていただくための各地のイベントへの参加
- (3) 食でまちおこしを遂げた団体や各地のイベントの視察や意見交換会の実施
- (4) とくしま豆天玉焼きキャラクター及びネーミング公募とグッズ制作・販売を含む販促活動
- (5) その他、必要な会議および事業

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、一般会員、賛助会員、加盟店会員とする。

(一般会員)

第6条 当会の目的及び事業に賛同し、所定の入会申し込みを行い会費を納入した個人を、一般会員とする。

- 2 一般会員は、定められた期日までに年会費3,000円を納入しなければならない。一般会員の地位は、申し出がない限り次年度に自動的に更新されるが、1年以上の会費の未納がある場合には、一般会員の地位を喪失する。
- 3 一般会員には、本会の作成するとくしま豆天玉連Tシャツを送付するほか、本会の実施する事業の案内等を優先的に行う。
- 4 一般会員は総会へ参加することができる。

(賛助会員)

第7条 本会の目的に賛同し本会を賛助するものとし、理事会に入会を認められた事業者を、賛助会員とする。

- 2 賛助会員は、毎年度ごとに、定められた期日までに会費30,000円を納入しなければならない。賛助会員の地位は、申し出がない限り次年度に自動的に更新されるが、1年以上の会費の未納がある場合には、賛助会員の地位を喪失する。
- 3 賛助会員は、本会の実施する事業に可能な範囲で協力するものとし、事業に必要な用品発注の案内等を優先的に行う。

(加盟店会員)

第8条 お好み焼き店は加盟店入会金として幟と竿・吊り下げ旗を2,000円で購入して頂く。但し年会費は徴収しないものとする。

- 2 加盟店はwebページやグルメマップへの掲載を優先して行う。
- 3 加盟店は常に本会と互いに協力の下徳島市の地域発展とイメージアップを図るよう心がける。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡若しくは失踪宣言を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 1年以上の会費の未納があるとき
- (4) 本会の名誉を著しく棄損し、又は信用を失うような行為があったとき
- (5) その他、幹事会の決定により除名されたとき

(抛出金品の不返還)

第10条 本会に納入された会費、寄附金等は、いかなる事情があろうとも、返還されない。

(役員等)

第11条 本会に次の各号の役員を置く。

- (1) 連長 1名
- (2) 副連長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 会計 若干名
- (5) 監査役 2名以内

2 本会に顧問・相談役を置くことができる。

3 本会は、連長、副連長、理事、会計、監査役をもって、理事会を構成する。

(選任)

第12条 理事会を構成する役員は、一般会員の中から互選する。

2 連長、副連長、理事は理事会を構成する役員内で互選する。

3 監査役は、理事会において会員の中から指名する。

4 顧問および相談役は、理事会が選任する。

5 全ての役員の承認は総会決議による。

(任務)

第13条 連長は、本会を代表し、本会の運営を総括する。

2 副連長は、連長を補佐し、連長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、連長、副連長とともに理事会を構成し、本会の事業についての決定および分担して事業の運営に携わる。

4 監査役は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、臨時総会を招集することができる。
- 5 顧問・相談役は、本会の事業および運営について連長の諮問に答え、連長に助言ができる。

(任期)

- 第14条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた時は、理事会が後任者を決定する。補欠のため就任した役員任期は、その前任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

- 第16条 役員及び顧問・相談役は無報酬とする。

(総会)

- 第17条 総会は、一般会員をもって構成する。
- 2 連長は、毎年度1回以上、総会を招集しなければならない。
- 3 総会の議事は、委任状を含む出席者の過半数をもって決する。
- 4 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 理事会を構成する役員を選任
- (2) 会則の変更
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) その他、理事会が必要と認める事項

(会計)

第18条 本会は、会費その他の収入で運営する。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他の事項)

第19条 この会則に定めのない事項は、総会の決定によるものとする。

附則

1 本会の会則は次の役員で2015年3月18日の理事会で作成された。

(1) 連長：大西弘真

(2) 副連長：樋口尚人、澤田慎也、齋恭平

(3) 理事：浅川英宏、石井清、小川博史、川田孝彦、畑中伸俊、フライングキッド市原、三宅沙織、田中秀明、田淵庸之、森浦正裕、丸山信広、吉田真由美

(4) 監査役：木田裕司

附則

この会則は、2015年4月15日から施行する。